

2. 金融・企業再生に関する構造改革の取組み

2.1 金融—不良債権処理に関する構造改革の取組み

(1) 不良債権の概念

不良債権を概念上整理すれば、次のようになる。

- 不良債権とは、一般的に、金融機関にとって、約定どおりの返済や利息支払いが受けられなくなった貸出あるいはそれに準ずる債権を指す。
- 不良債権とは、金利収入の期待値が低下するか（金利減免など）、元本にかかる損失の危険が高くなる（倒産確率の増大、担保価値の低下など）ことにより、経済的な価値が減価し、簿価を下回った債権だと考えられる。

（備考）日本銀行「不良債権問題の基本的な考え方」2002年10月11日

(2) 不良債権の統計

不良債権に関する統計は、ア. 金融再生法に基づく開示債権、イ. 銀行法に基づくリスク管理債権の2種類があり、それぞれ根拠法、内容、対象等が異なっている。

図表 2-1 不良債権の統計

不良債権 の種類	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
根拠法	金融再生法 7条 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則 4条及び 6条	銀行法 21条、銀行法施行規則 19条の 2~19条の 4
内 容	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ②危険債権 ③要管理債権	(1) 破綻先債権 (2) 延滞債権 (3) 3ヶ月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権
対象	貸付有価証券 貸出金、外国為替、 未収利息、仮払金、 支払承諾見返	貸出金
不良債権額	23.8兆円 (2004年9月期の全国銀行)	23.2兆円 (2004年9月期の全国銀行)

（備考）金融庁資料より作成

(3) 自己査定に基づく債権分類（参考）

この他、金融機関が適切な償却・引当を行うための準備作業としての自己査定に基づく債権分類がある。

図表 2-2 金融機関の自己査定に基づく債権分類（参考）

金融機関の自己査定に基づく債権分類	
目的	適切な償却・引当を行うための準備作業
内 容	<p>（債務者区分） ②要注意先（内要管理先） ③破綻懸念先 ④実質破綻先 ⑤破綻先</p> <p>（債権区分） Ⅱ分類「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産」 Ⅲ分類「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」 Ⅳ分類「回収不可能又は無価値と判定される資産」</p>
対象	総資産

(備考)金融庁資料より作成

(4) 不良債権の処理

ア 不良債権の処理の方法

一般に、不良債権の処理では、資産はそのまま銀行の貸借対照表に載せたまま、債権の劣化の危険を認識して貸倒引当金を計上して債権の回収不能に備える方法(引当)と、不良債権を法的整理、私的整理、ファンドに売却するなどして銀行の貸借対照表から外す方法(償却)がある。この償却は、「直接償却」、「最終処理」、「オフバランス化」とも呼ばれる。

図表 2-3 不良債権の処理方法

処理方法	処理内容	貸借対照表の記載
引当	債権の不良化の危険を認識して貸倒引当金を計上して債権の回収不能に備える方法	銀行の貸借対照表に不良債権額は残る
償却 (最終処理、オフバランス化)	不良債権を法的整理、私的整理、ファンドに売却する方法	銀行の貸借対照表から不良債権額は外れる

(備考)「引当」を「間接償却」、「償却」を「直接償却」と呼ぶ場合もある

イ 構造改革までの不良債権の処理の状況

不良債権が、銀行の貸借対照表上における資産の劣化という形を取る以上、その処理は、最終的には貸借対照表上の劣化した資産を処理し、貸借対照表から外すという償却(最終処理、オフバランス化)が必要であるといわれてきた。

しかし、1990年代初頭から不良債権の存在が問題となって、93年に不良債権を開示するようになって以降、90年代を通して、不良債権の最終処理はなかなか進まず、一方で処理額以上の不良債権が新規発生したこともあり、結果として不良債権残高は増加の一途をたどってきたという経緯があった。

(5) 構造改革における不良債権処理の具体的施策

ア 「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」

2001年4月の「緊急経済対策」において、主要行の破綻懸念先以下の債権について、原則として、既存分は2営業年度以内、新規発生分は3営業年度以内に、それぞれオフバランス化につながる措置を講じるという枠組みが打ち出された（いわゆる「2年・3年ルール」）。

2002年4月には、金融庁の「より強固な金融システムの構築に向けた施策」の中で、主要行の破綻懸念先以下の債権について、緊急経済対策の枠組みに加えて、原則1年以内に5割、2年以内にその大宗（8割めど）についてオフバランス化につながる措置を講じるものとした（いわゆる「5割・8割ルール」）。

イ 金融再生プログラム

「2年・3年ルール」、「5割・8割ルール」等の諸施策を受けて、不良債権処理の基本方針である「金融再生プログラム－主要行の不良債権問題を通じた経済再生－」（以下、金融再生プログラムと記載）が2002年10月に金融庁より公表された。

金融再生プログラムでは、「日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復するためにはまず主要行の不良債権問題を解決することが必要」との問題意識の下、2004年度に主要行の不良債権比率を半分程度に低下させる方針が示され、そのための諸施策が実行に移された。

図表2-4 金融再生プログラムにおける不良債権処理方針の特徴

(1) 主要行の不良債権問題に精力を集中	「日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復するためにはまず主要行の不良債権問題を解決することが必要」との問題意識
(2) 主要行の不良債権処理に短期の期限と数値目標を設定	平成16年度には、主要行の不良債権比率を現状の半分程度に低下させる
(3) その実現のために新しい金融行政の枠組みを提示	1.資産査定の厳格化（資産査定に関する基準の見直し、特別検査の再実施等） 2.自己資本の充実（自己資本を強化するための税制改正要望、繰延税金資産の合理性の確認等） 3.ガバナンスの強化（優先株の普通株への転換にかかるガイドラインの整備、健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出など）

（備考）金融庁 2002年10月「金融再生プログラム－主要行の不良債権問題を通じた経済再生－」より作成

(6) 金融－不良債権処理に関する構造改革の進捗状況

ア 不良債権比率の低下

主要行の不良債権比率は、2005年3月期には2.9%と2年半で半分以下の水準に低下し、金融再生プログラム（2002年10月）における主要行の不良債権比率の半減目標は達成された。

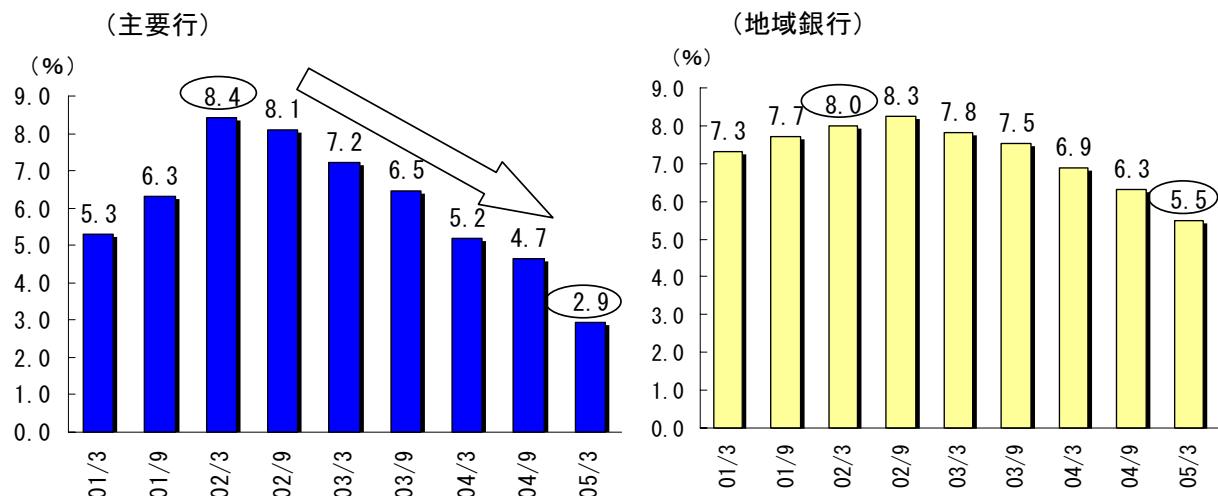
— 主要行の不良債権比率は半減 —

主要行の不良債権比率は、2005年3月期には2.9%となり、金融再生プログラム（2002年10月）における主要行の不良債権比率の半減目標は達成された。

— 地域銀行の不良債権比率も低下しているが処理速度は緩慢 —

一方、地域銀行については、金融再生プログラムでは数値目標、期限設定を行っていないが、不良債権比率は2005年3月期に5.5%まで低下した。しかしながら、その速度は、主要行に比較して緩やかである。

図表2-5 不良債権比率（金融再生法開示債権／総与信）の推移



- (備考) 1. 金融庁資料より作成
2. 主要行の数値は新生銀行、あおぞら銀行除く大手銀行
3. 地域銀行の2005年3月期の数値は、金融庁による暫定集計値

この結果、主要行の不良債権残高は、2002年3月期の26.8兆円をピークに減少し、2005年3月期には7.4兆円とピーク時に比較して19.4兆円も低下した。

— 主要行の不良債権残高はピーク時に比べて19.4兆円低下 —

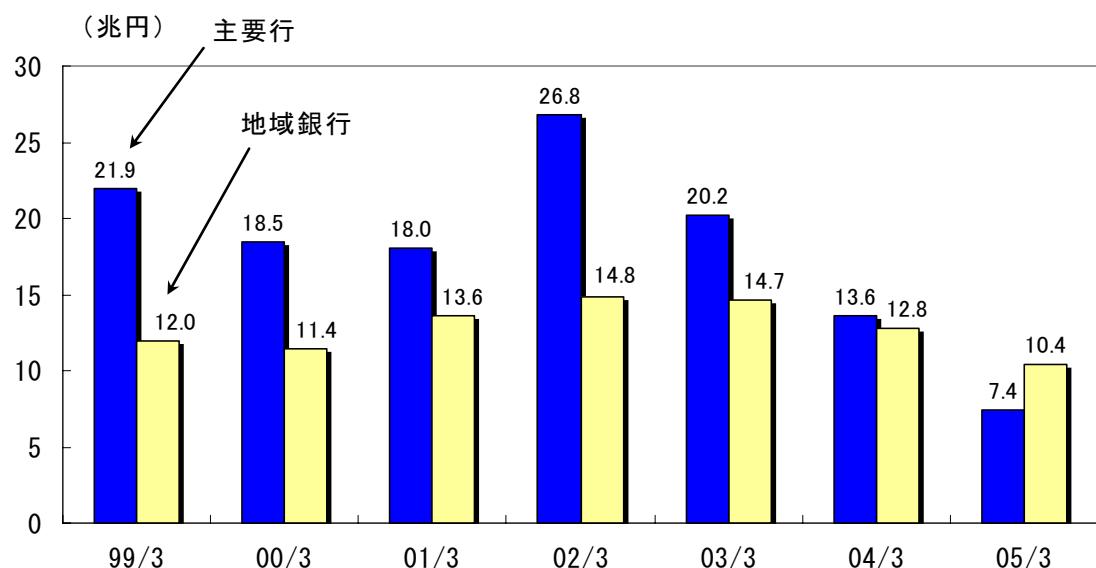
新たな不良債権の発生や不良債権の正確な把握が一層進められたこともあり、主要行の不良債権残高は、2002年3月期のピーク時には26.8兆円となった。

その後、金融再生プログラムによる主要行の不良債権処理の加速によって、主要行の不良債権残高（金融再生法開示債権残高）は、2005年3月期に7.4兆円と、ピーク時よりも19.4兆円も低下した。

— 地域銀行の不良債権残高はピーク時に比べて4.4兆円低下 —

一方、地域銀行の不良債権残高（金融再生法開示債権残高）は、ピーク時の2002年3月期の14.8兆円から2005年3月期に10.4兆円と、4.4兆円の低下に留まっている。

図表2-6 金融再生法開示債権残高の推移

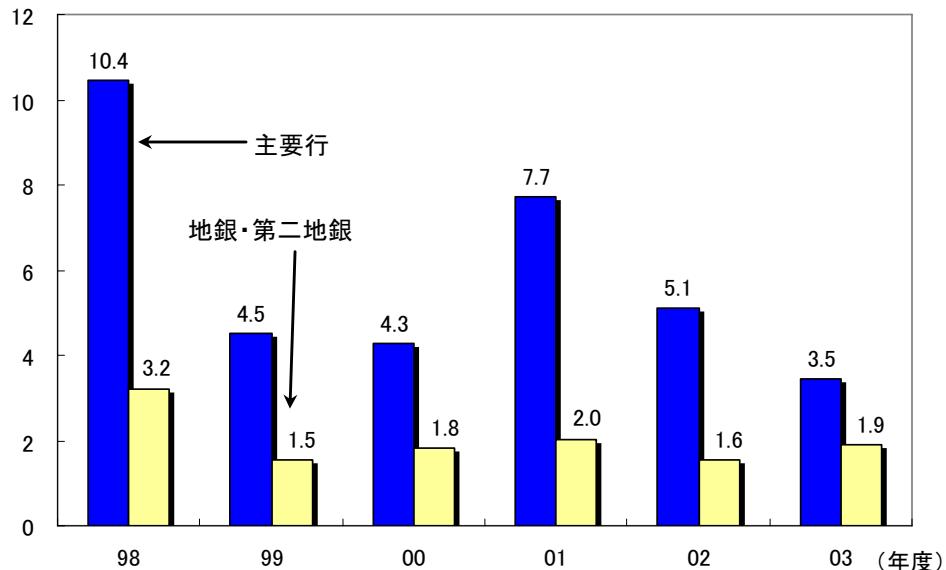


- (備考) 1. 金融庁資料より作成
2. 主要行の数値は新生銀行、あおぞら銀行除く大手銀行
3. 地域銀行の2005年3月期の数値は、金融庁による暫定集計値

図表 2-7 不良債権処分損の推移

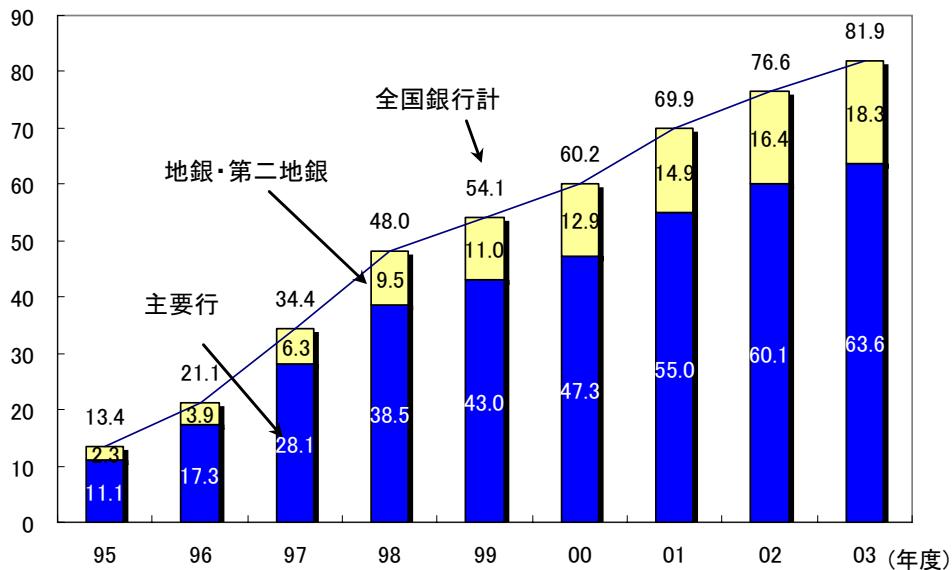
(各年度)

(兆円)



(年度累積)

(兆円)



(備考) 金融庁資料より作成。年度累積は1995年度以降の累積

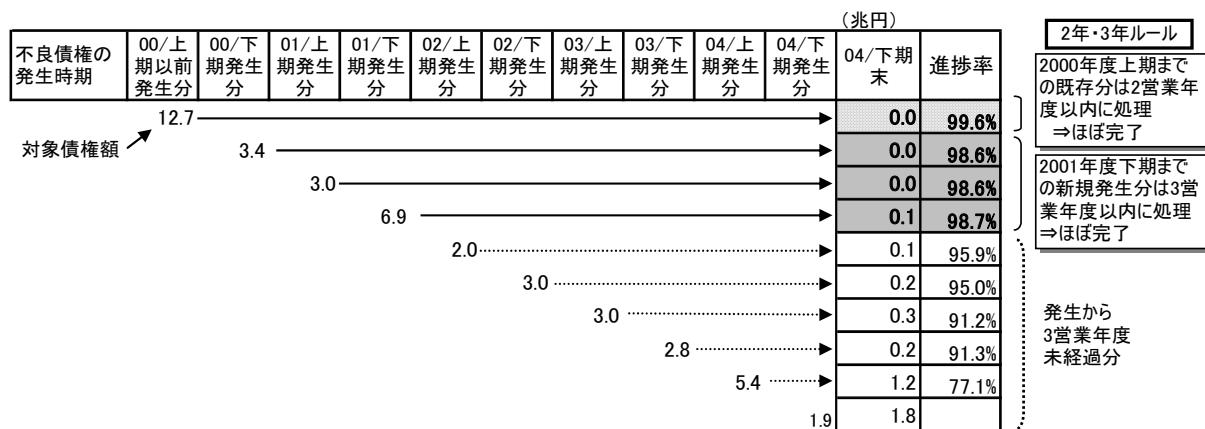
イ 「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」

「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」によるオフバランス化目標はほぼ達成

— 2001年の「2年・3年ルール」によるオフバランス化目標は達成 —

2001年の「緊急経済対策」における主要行における「2年・3年ルール」（既存分は2営業年度以内、新規発生分は3営業年度以内に、それぞれオフバランス化につながる措置を講じる）は、ほぼ達成した。

図表 2-8 主要行「2年・3年ルール」によるオフバランス化目標の達成状況

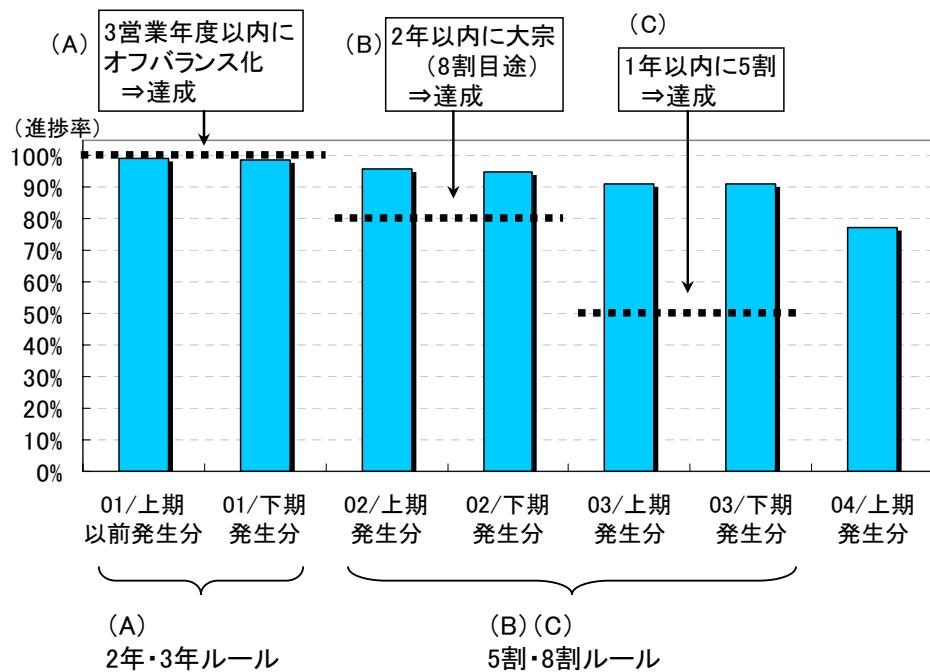


(備考) 1. 新生・あおぞら除く主要 11 行決算資料より作成
2. 不良債権は破綻懸念先以下の債権
3. 04/下期末の不良債権残高は「オフバランス化につながる措置を講じた債権残高」を除いたもの

— 2002年の「5割・8割ルール」によるオフバランス化目標も達成 —

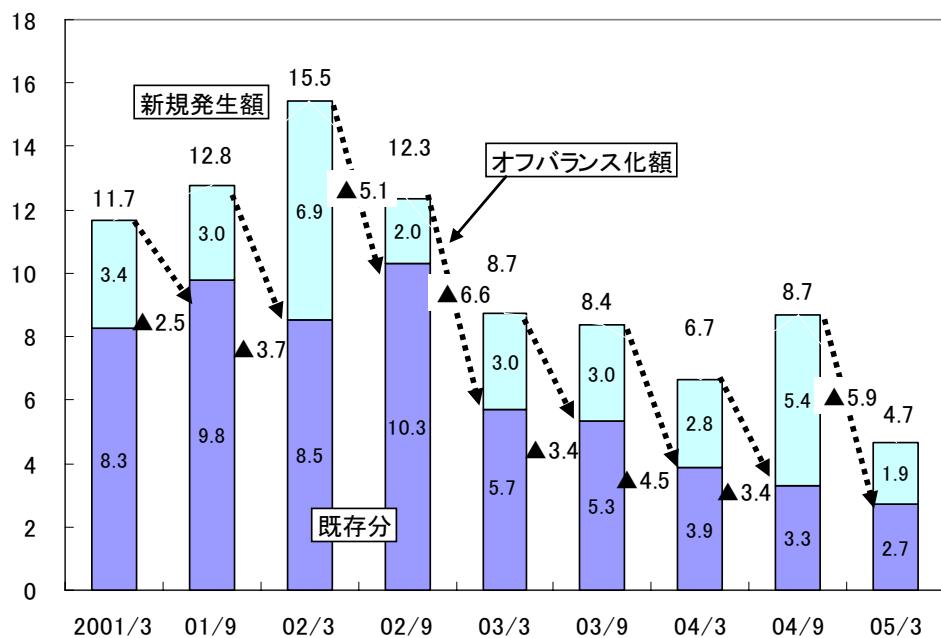
前述の「2年・3年ルール」に加えて、2002年4月金融庁の「より強固な金融システムの構築に向けた施策」の「5割・8割ルール」（1年内に5割、2年内にその大宗（8割めど）についてオフバランス化につながる措置を講じる）についても、達成した。

図表 2-9 主要行「5割・8割ルール」によるオフバランス化目標の達成状況



(備考) 1. 新生・あおぞら除く主要 11 行決算資料より作成
 2. 不良債権は破綻懸念先以下の債権
 3. 「オフバランス化につながる措置を講じた債権残高」を含めた進捗率

(兆円) 図表 2-10 主要行最終処理の状況



(備考) 1. 新生・あおぞら除く主要 11 行決算資料より作成
 2. 不良債権は破綻懸念先以下の債権

ウ 業種別不良債権処理状況

「建設業」「不動産業」の不良債権比率が大幅に低下（主要行）

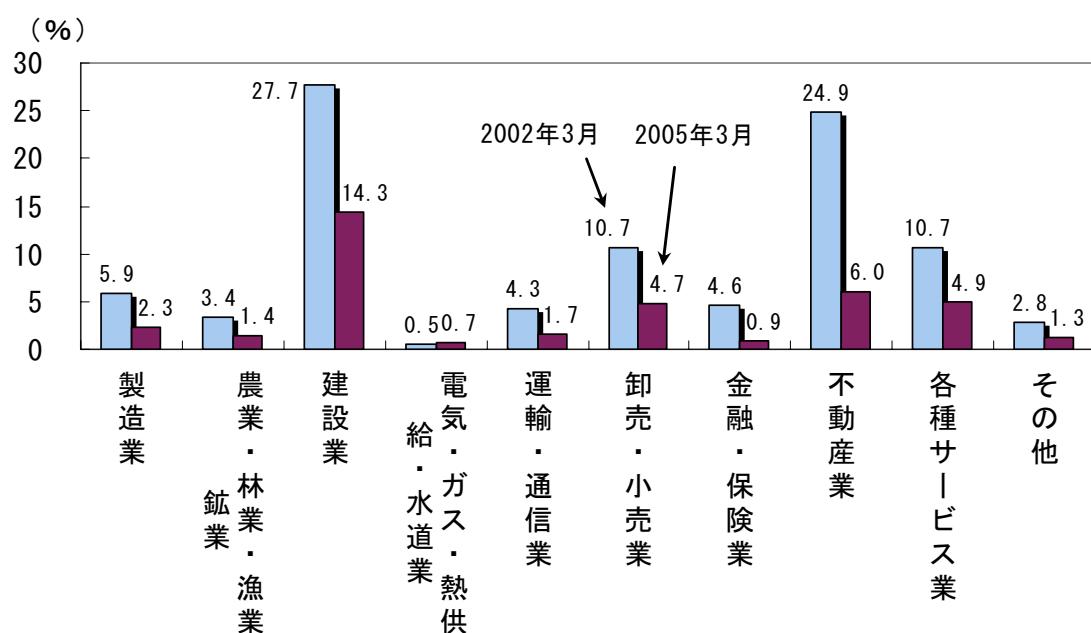
— 主要行では「建設業」「不動産業」の不良債権比率が大幅に低下 —

主要行の貸出先の業種について、2002年3月時点で不良債権比率の高かった業種は、「建設業」(27.7%)、「不動産業」(24.9%)が極めて高く、次いで「卸売・小売業」及び「各種サービス業」が共に10.7%となっていた。

特に不良債権比率が高かった「建設業」「不動産業」は、「建設業」が13.4%ポイントの削減、「不動産業」が18.9%ポイントの削減と、大幅な改善をみた。

また、「卸売・小売業」の不良債権比率は6.0%ポイント改善、「各種サービス業」は5.8%ポイント改善した。

図表 2-11 貸出先の業種別不良債権比率の推移（主要行）



(備考) 1. 各行決算説明資料より作成
2. あおぞら銀行除く主要行（2002年3月期は12行、2005年3月期は11行）
3. 不良債権はリスク管理債権

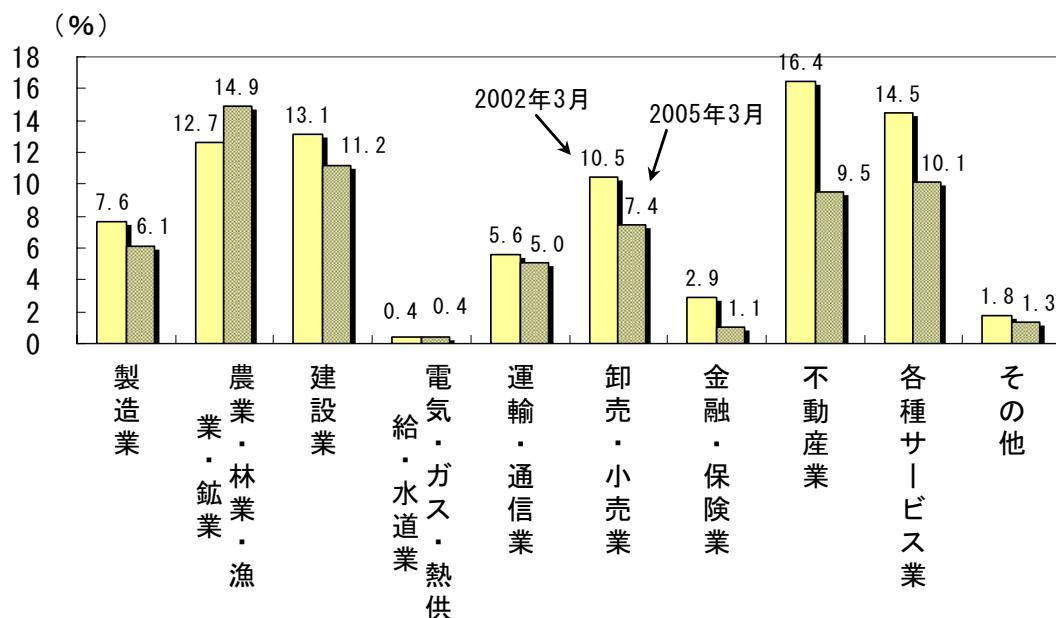
— 地域銀行では全体に改善率は低く、一部業種では不良債権比率が微増 —

期限付きの削減目標が設定された主要行に対して、これらの設定がなされなかった地域銀行では総じて低下幅は小さくなっている。

2002年3月時点で不良債権比率の高い貸出先の業種は、「不動産業」16.4%、「各種サービス業」14.5%、「建設業」13.1%、「農業・林業・漁業・鉱業」12.7%、「卸売・小売業」10.5%となっており、主要行と比較して、飛び抜けて高い業種もない代わりに、多くの業種で不良債権比率が高くなっている。

改善については、「不動産業」で6.9%ポイント、「各種サービス業」では4.4%ポイントとなったが、逆に、「農業・林業・漁業・鉱業」では不良債権比率が増加した。

図表2-12 貸出先の業種別不良債権比率の推移（地域銀行）



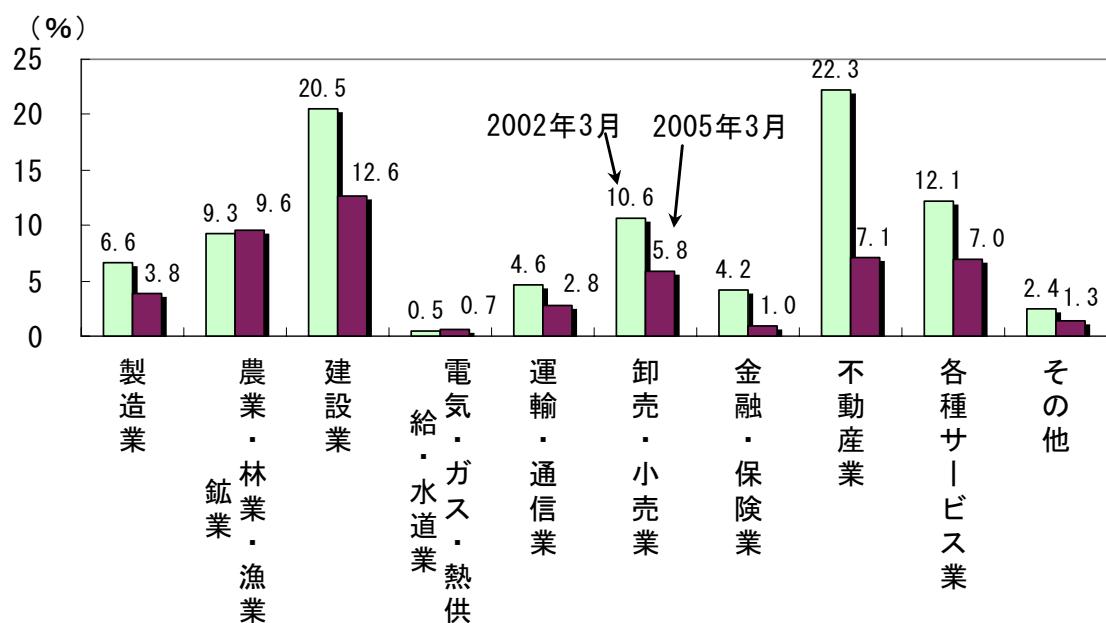
(備考) 1. 各行決算説明資料より作成
2. 2002年3月期と2005年3月期において共にデータが取得できた66行の合算値による比率
3. 不良債権はリスク管理債権

— 銀行全体では主要行の不良債権比率低下の影響が大きく、業種別でも改善 —

前述のように、地域銀行での不良債権比率低下が比較的緩やかである一方で、不良債権額が大きい主要行での改善によって、貸出先の業種別不良債権比率（全国銀行）の改善が進んでいる。

のことから、日本経済全体への影響度という観点からみると、主要行の不良債権比率の削減を先行させた効果が現れてきているといえる。

図表 2-13 貸出先の業種別不良債権比率の推移（全国銀行）



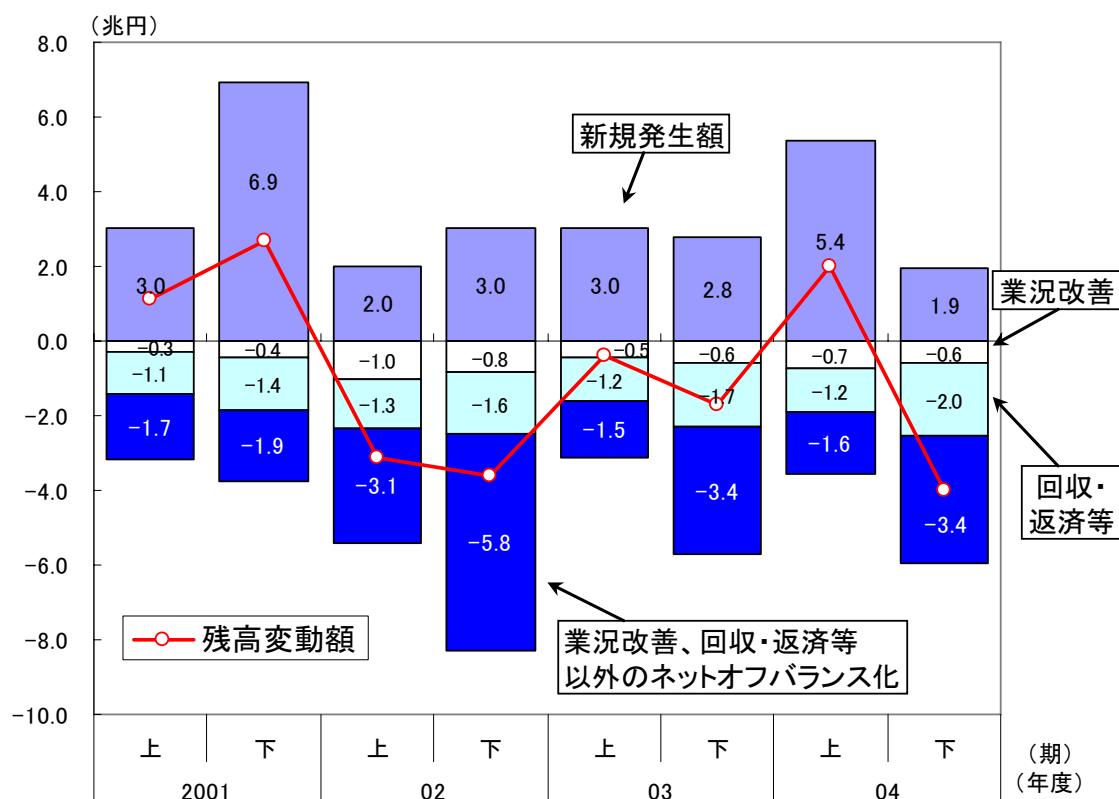
(備考) 1. 各行決算説明資料より作成
2. 前掲図表における、主要行と地域銀行の合算値
3. 不良債権はリスク管理債権

— 不良債権処理は債権者・債務者の積極的な努力の末実現 —

主要行不良債権額の最終処理（オフバランス化）の状況と新規発生状況を半期毎に見たところ、例えば2004年下期では、債務企業の「業況改善」による不良債権処理額が0.6兆円ある一方、債務者からの「回収・返済等」は2.0兆円、銀行自身の不良債権最終処理とも呼ぶべき、「業況改善、回収・返済等以外のネットオフバランス化」は3.4兆円であった。

以上より、不良債権処理の進行は、「業況改善」といった「待ち」の姿勢での処理は少なく、債権者・債務者双方の積極的な努力の末実現したということができる。

図表 2-14 主要行の不良債権処理の内訳（半期毎）



(備考) 1. 各行決算資料より作成（大手11行、2002年度上期以前のりそなは2銀行合算）

2. 不良債権は破綻懸念先以下の債権

3. 「業況改善、回収・返済等以外のネットオフバランス化」には、再建型処理に伴う業況改善による債権のランクアップ等が含まれるため、全額が銀行のB/Sから外れた数値ではない

エ 銀行の自己資本比率の推移

主要行では 2002 年度以降、自己資本比率が向上

— 主要行では不良債権の最終処理が進んだ 2002 年度以降も自己資本比率は向上 —

1998 年に早期是正措置が導入され、その発動基準及び措置区分に自己資本比率が用いられることになった。

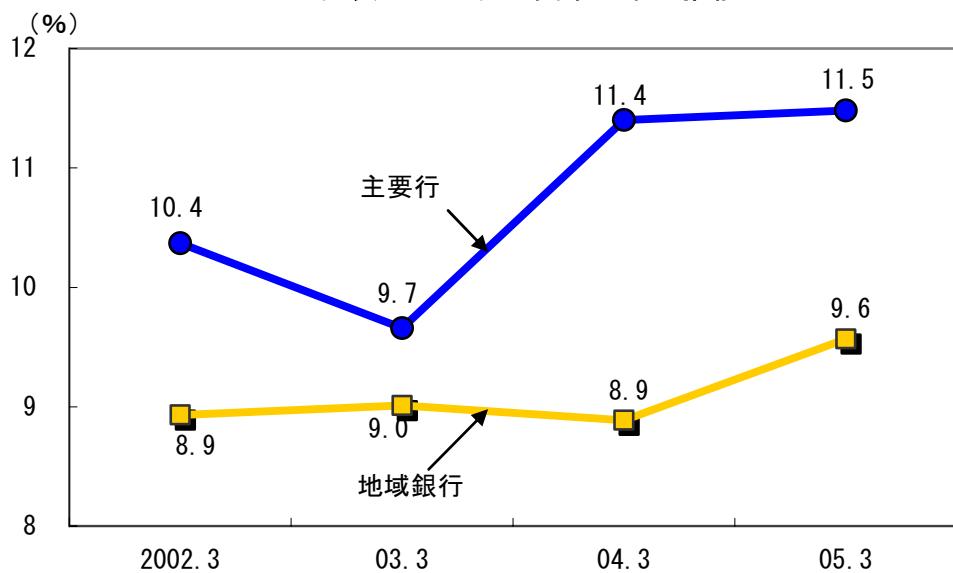
このため、早期是正措置で求められる経営の健全性に関する基準を満たしつつ、不良債権の最終処理を進めるためには、銀行は自己資本を積み増しながら不良債権を処理する必要がある。

2003 年 3 月期以降、主要行では不良債権の最終処理が進んだが、一方で、自己資本比率は増加している。

— 地域銀行でも自己資本比率は徐々に向上 —

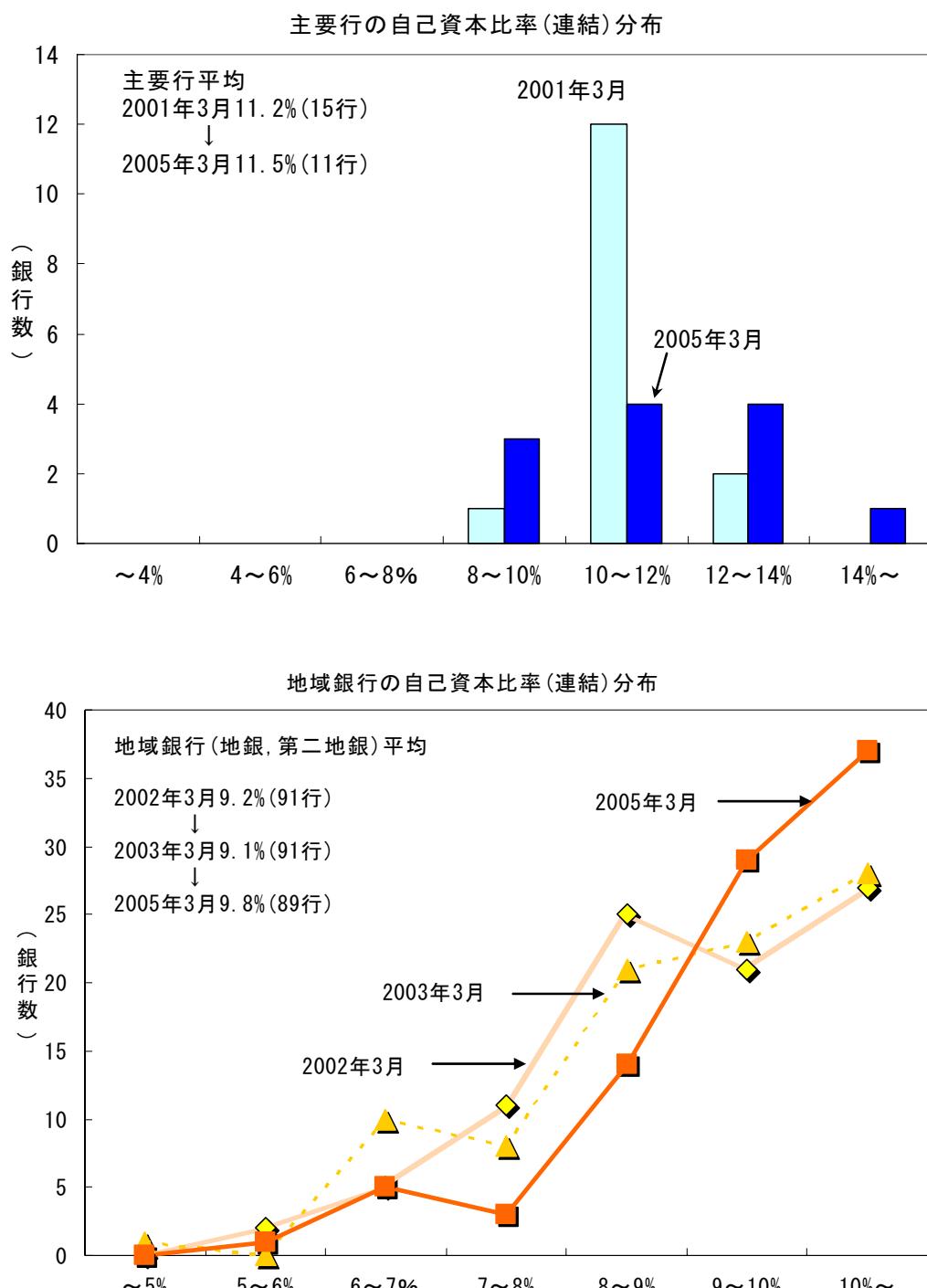
一方、地域銀行でも自己資本比率は徐々に向上しつつある。

図表 2-15 自己資本比率の推移



- (備考) 1. 主要行：みずほコーポレート(BIS)、みずほ銀行(BIS)、みずほ信託(BIS)、東京三菱(BIS)、三井信託(BIS)、UFJ (BIS)、UFJ 信託(国内)、SMBC(BIS)、りそな(国内)、中央三井信託(BIS)、住友信託(BIS)
2. 地域銀行は地銀・第二地銀の自己資本比率を合算し銀行数で加重平均して算出した値
3. 連結データ

図表 2-16 自己資本比率の分布

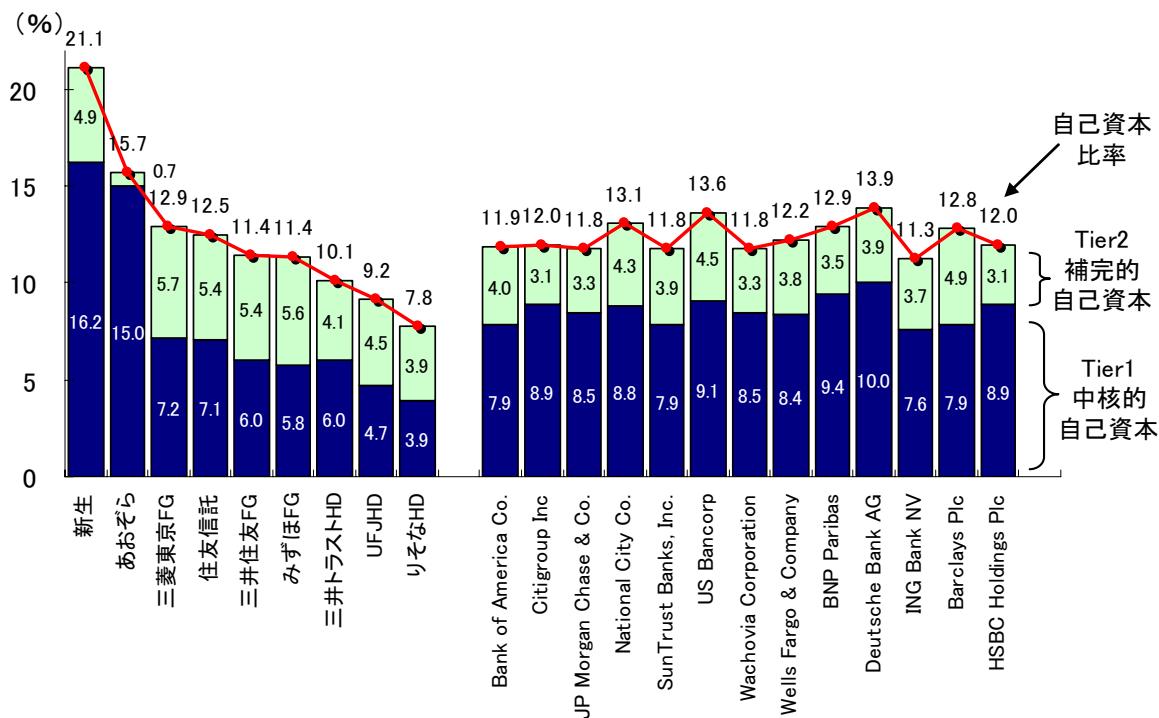


我が国的主要行を欧米の主要行と比較すると、主要行間の自己資本比率の差が大きく、中核的自己資本（Tier1）が補完的自己資本（Tier2）に比べて相対的に少ない

— 主要行間の自己資本比率の差が大きく、中核的自己資本（Tier1）が少ない —

我が国的主要行の自己資本比率については、欧米の主要行と比較すると、①自己資本比率の銀行間の差が大きいこと、②抜本的な企業再構築を行った新生銀行、あおぞら銀行を除き、中核的自己資本である Tier1 が補完的自己資本である Tier2 と比べて、相対的に少ないことが特徴として挙げられる。

図表 2-17 自己資本比率の国際比較（主要行）



(備考) Bank Scope より作成。銀行持ち株会社の自己資本比率（国内銀行：2004年3月期、海外銀行：2003年12月期）

主要行の自己資本は未だ公的資金によって支えられている側面がある

一 主要行の自己資本は公的資金（公的資金優先株、公的資金劣後債等）で支えられている部分がある 一

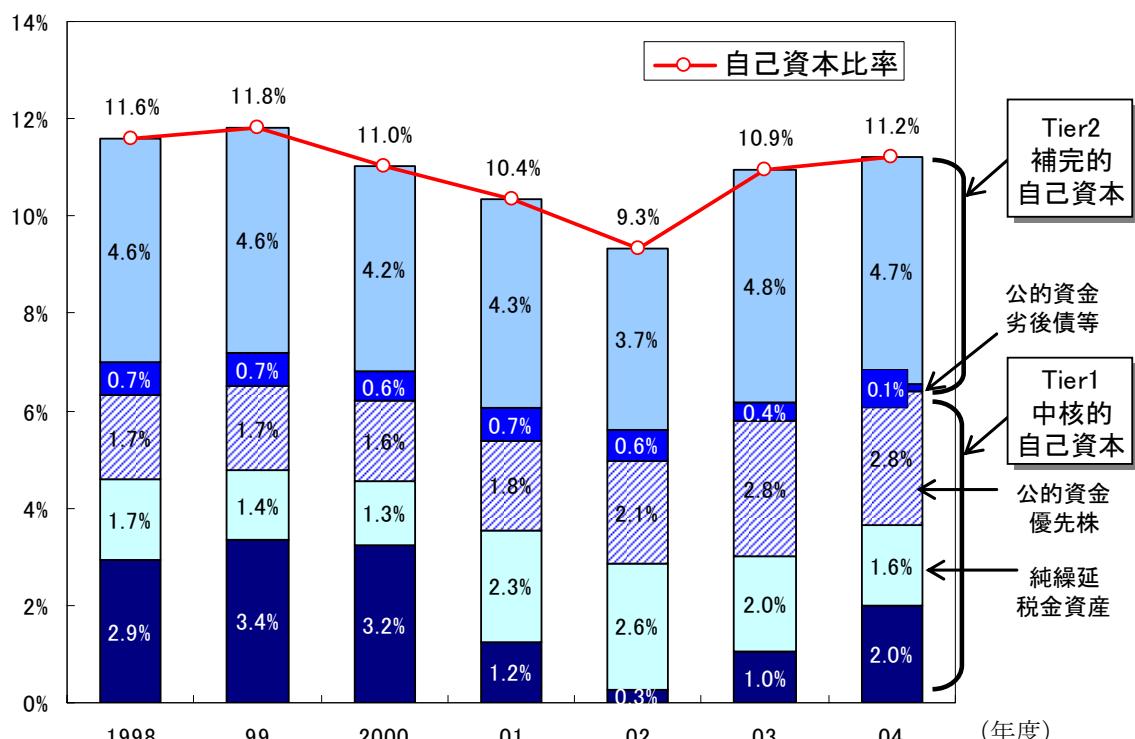
主要行の自己資本比率の構成をみると、2004 年度では、自己資本のうち、中核的自己資本である Tier1 が 6.4%、補完的自己資本である Tier2 が 4.8%となっており、前述のように欧米の主要行と比較すると中核的自己資本（Tier1）の割合が低い。

中核的自己資本（Tier1）の中身では、公的資金優先株が最も多く 2.8%、次いで純繰延税金資産 1.6%と、公的資金や繰延税金資産に支えられている状態となっている。

また、補完的自己資本（Tier2）においても、公的資金劣後債等が 0.1%投入されている。

以上のことから、主要行の自己資本比率が上昇に転じたとはいえ、収益力の向上によって積み増したというよりも、公的資金に支えられている部分が大きいといえる。

図表 2-18 主要行の自己資本の内訳、繰延税金資産



(備考) 1. 各行決算説明資料より作成
2. 新生・あおぞら銀行除く主要 11 行
3. 合併行は遡及して合算した

オ　日本の銀行の低い収益力

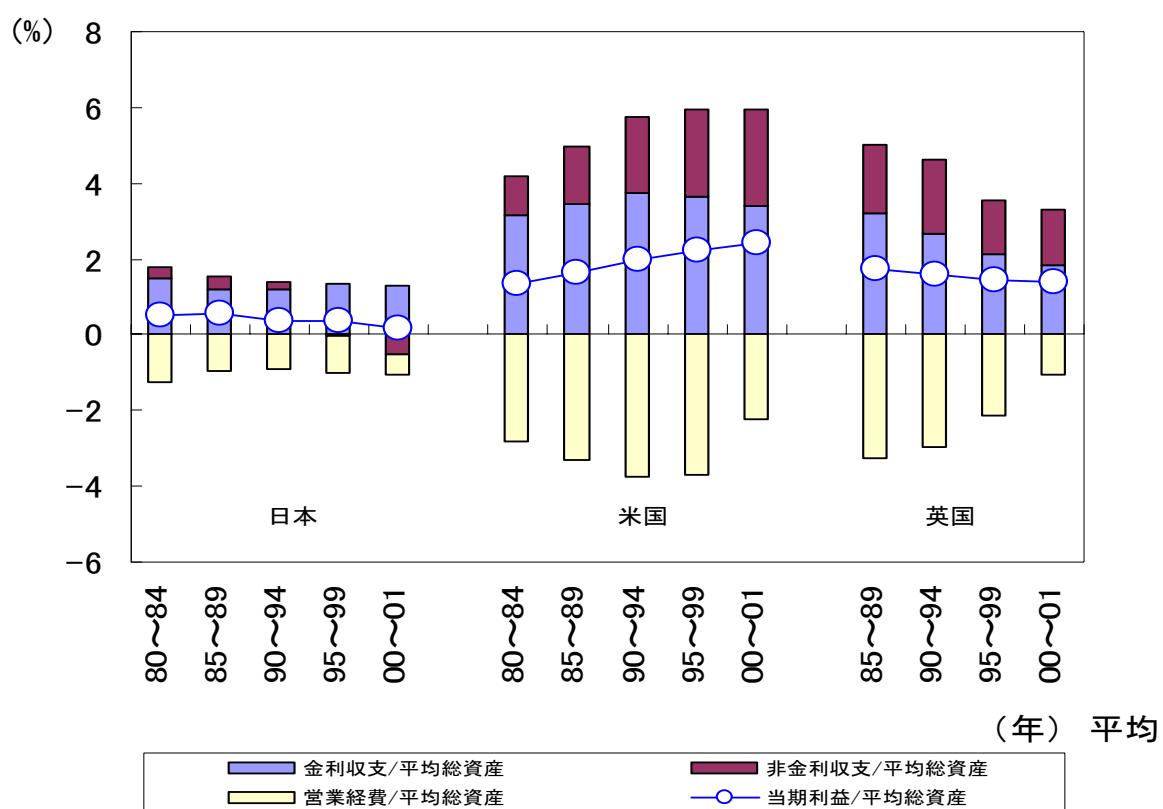
日本の銀行は、総資産に対する当期利益率、信用コストを控除した貸出利鞘が、米国や英國より低い

一　日本の銀行の総資産に対する当期利益率は低い　一

日本の銀行の総資産に対する当期利益率は、米国と比較して大幅に低い状態が続いている。格差は縮小していない。

銀行の収益構造を日本、米国、英國で比較すると、金利収支、非金利収支共に米国、英國と比較すると低い水準に留まっており、特に、非金利収支の比率が低く、収益に貢献していない。

図表 2-19　銀行の収益構造の国際比較



(備考) OECD 「Bank Profitability」より作成

一 日本の銀行は、信用コストを控除した貸出利鞘が米国銀行より低い 一

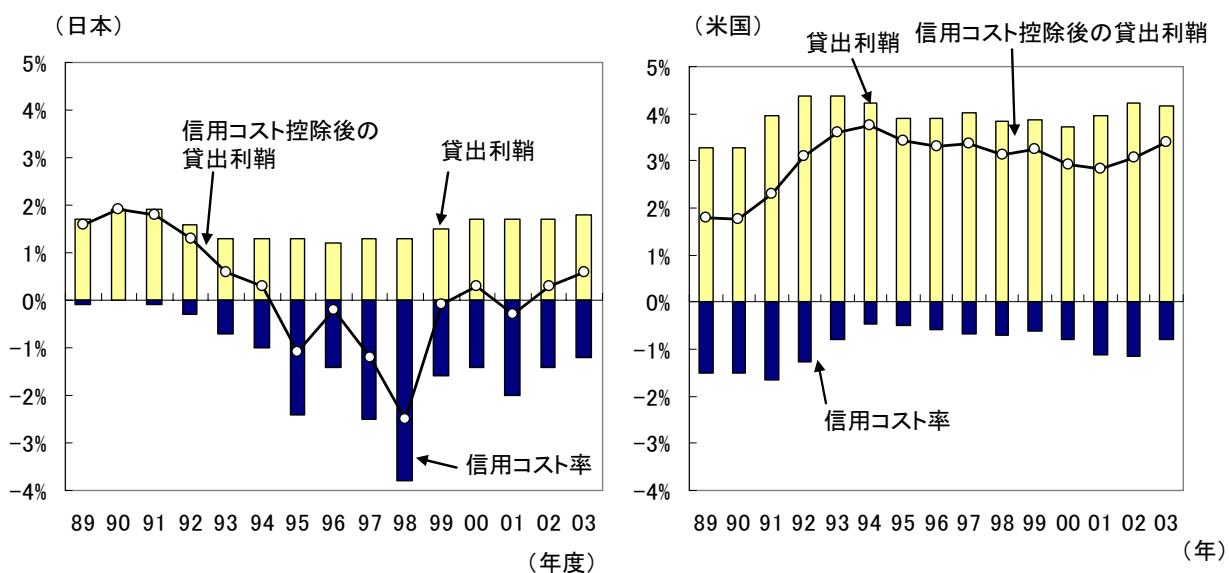
日本の銀行と米国の銀行の貸出業務の採算性を比較した。

米国の銀行は 1990 年以降高い貸出利鞘を維持しており、信用コスト率（企業デフォルト率×デフォルト時の損失率 ($=1 - \text{回収率}$)）が増加しても、貸出利鞘を引き上げることにより、信用コストを控除した貸出利鞘はほぼ一定水準でかつ高い水準がされている。

一方、日本の銀行は信用コスト率の変化に貸出利鞘の変化が連動しておらず、1990 年頃には信用コスト控除後の貸出利鞘は米国とほぼ同様の水準(2%程度)であったが、その後の信用コスト率上昇に対応した貸出利鞘の確保が行われなかったため、信用コスト率控除後の貸出利鞘は大きく低下し、近年やや回復傾向はあるものの、米国に比べて非常に低位に留まっている。

こうした相違は、日本の銀行では貸出のリスクに応じた貸出利鞘の確保ができていなかったために生じたものと考えられる。

図表 2-20 貸出利鞘の推移、国際比較（信用コストを控除した貸出利鞘）



- (備考) 1. 日本は、日本銀行「全国銀行決算状況」等より作成
2. 米国は、米国連邦預金保険公社 (FDIC) 資料より作成
3. 信用コスト率は、企業デフォルト率×デフォルト時の損失率 ($=1 - \text{回収率}$)

(7) 金融システムの安定化のための公的支出

金融システムの安定化のための公的資金投入額で国民負担が確定しているのは 10.4 兆円

— 金融システムの安定化のための公的資金投入 —

金融システムの安定化のための公的資金投入額として、主なものは銀行の「①資本増強」が約 12.4 兆円、「②預金保護のための金銭贈与」約 18.6 兆円、「③資産の買取り」約 9.6 兆円、「④その他」約 6.2 兆円がある。

このうち、「②預金保護のための金銭贈与」は、預金保険料と交付国債の償還で賄われる。また、「③資産の買取り」は買い取った見合い資産が存在するため、最終的な国民負担額は確定していない。

この中で、現在までに確定している国民負担額は、「②預金保護のための金銭贈与」の中の交付国債償還分 10.4 兆円である。

図表 2-21 金融システムの安定化のための公的資金投入額（2004 年 3 月末）

	①資本増強	②預金保護のための金銭贈与	③資産の買取り (不良債権等)	④その他	単純合算額
公的資金投入額	12兆3,869億円 1999年3月 大手行7兆4,593億円 2003年6月 りそな1兆9,600億円 等	18兆6,162億円	9兆6,483億円 破綻金融機関 6兆3,664億円 健全金融機関等 3,272億円 等	6兆1,539億円 うち 特別公的管理 5兆8,232億円	46兆8,053億円
内 容	健全金融機関の自己資本を増強するために、預金保険機構が株式等を引き受けた。	ペイオフコスト超を含む破綻金融機関の預金等を保護するため、預金保険機構から破綻金融機関へ資金援助が行われた。	破綻金融機関の営業譲渡や合併等を容易にするよう不良債権を買い取ること。また、健全金融機関からも申し込みのあった不良債権を買い取った。	特別公的管理下の旧長銀、旧日債銀への運転資金供給、新生銀行、あおぞら銀行からの瑕疵担保資産の買取りなど。	
投入の効果	・貸し済りの抑制 ・金融システム不安の沈静化 ・株価上昇	・金融システム不安の沈静化 ・預金者保護 ・円滑な破綻処理	・円滑な破綻処理 ・不良債権処理の進展		
回収累計額 (ほか)	2兆716億円 (資本増強による優先株式の買受けや劣後債の期限前償還等がなされた累計額)	— (原則として、預金保険料で賄われるが、交付国債使用額10兆4,326億円については現時点で国民負担として確定。)	4兆9,661億円 (破綻金融機関からの資産買取りは、預金保険にかかる主要業務の一つ)	4兆5,355億円 うち特別公的管理銀行にかかる部分は4兆5,248億円	11兆5,732億円

- (備考) 1. 金融庁資料ほかより作成。2004 年 3 月末
 2. 「単純合算額」は、各業務の性質がそれぞれ異なることから、その金額は合算すべきではないが、単純に合算した場合の額。それぞれの公的資金は、預金保険機構に設けられた各勘定で経理されており、最終的な損益については、それぞれの業務が終了するまでは確定しない
 3. 公的資金投入額の内訳
 ③「資産（主に不良債権）の買取り」の内訳（図表内の記載を除く）
 旧長銀・旧日債銀の保有株式：2兆 9390 億円、その他の資産買取り：183 億円
 ④「その他」の内訳
 特別公的管理に係る内訳（瑕疵担保資産の買取り：1兆 1732 億円、資金の貸付け：4兆 2000 億円、損失補填：4500 億円）
 特別公的管理以外：3305 億円

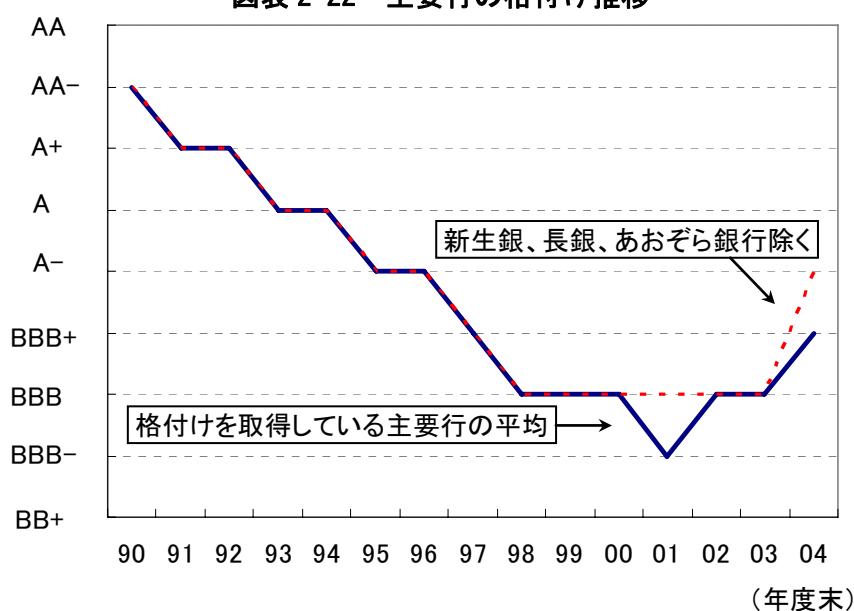
(8) 不良債権処理に対する市場の評価

我が国における不良債権処理に対する市場の評価は 2001 年以降、回復基調にある

不良債権処理に対する市場の評価を検討するために、銀行の格付け、ジャパン・プレミアム、銀行株の推移、の三つによって検討した。

銀行の格付けは、平均でみると 2001 年度末を底に大きく改善している。

図表 2-22 主要行の格付け推移



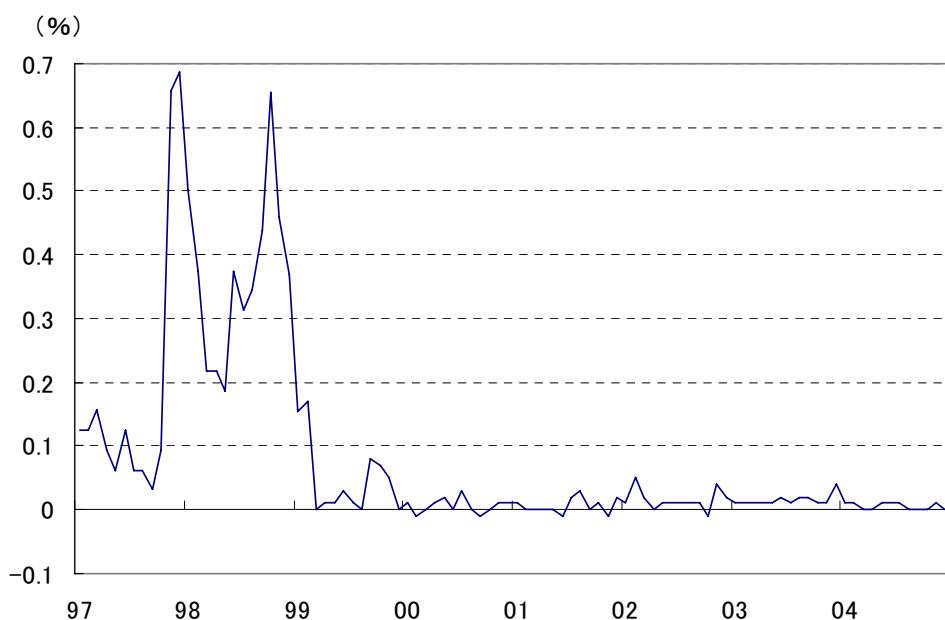
- (備考) 1. スタンダード&プアーズ『日本の銀行の格付け推移』より作成
2. 当該時点で格付が付与されていた銀行の格付けを平均した
3. 採用銀行は以下の通り

東京三菱銀行(東京銀行、三菱銀行)、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行(日本興業銀行、第一勵業銀行、富士銀行)、三井住友銀行(住友銀行、さくら銀行、三井銀行、太陽神戸銀行)、UFJ銀行(三和銀行、東海銀行)、りそな銀行(大和銀行、あさひ銀行、協和銀行、埼玉銀行)、住友信託銀行、中央三井信託銀行(中央信託銀行、三井信託銀行)、みずほ信託銀行(みずほアセット信託銀行、安田信託銀行)、三菱信託銀行、UFJ信託銀行(東洋信託銀行)、新生銀行(日本長期信用銀行)、あおぞら銀行

ジャパン・プレミアムは 1999 年をもって終息に向かい、邦銀の資金調達のプレミアムも縮小している。

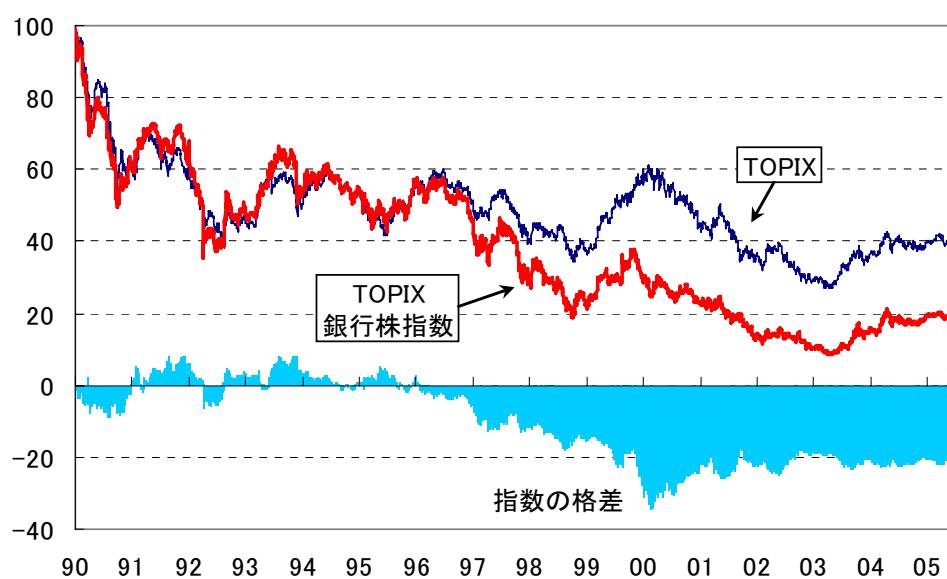
銀行株価については、1997 年まで TOPIX と連動した後、1997 年～2000 年に TOPIX と銀行株価の動きとの間に乖離が拡大したが、2001 年以降は、ほぼ、TOPIX と連動している。

図表 2-23 ジャパン・プレミアムの推移



(備考) 日本銀行資料より作成

図表 2-24 銀行株の推移



(備考) Bloomberg より作成。1989 年末を 100 として指数化

(9) 金融－不良債権処理に関する構造改革の取組み　まとめ

(構造改革の状況)

金融再生プログラム（2002年10月）で設定された主要行の不良債権処理の数値目標については、期間内に達成された。それ以前に示されていた実施ルールである「2年・3年ルール」や「5割・8割ルール」も概ね達成されたといえる。貸出先業種別にみると、2002年3月時点で不良債権比率が高かった建設業、不動産業、卸売・小売業、及び各種サービス業での比率改善が顕著である。他方、同時期の地域銀行の不良債権比率の動向については、低下傾向にあるが速度は緩やかである。

不良債権処理にあたっては、金融システム安定化のために投入された公的資金 46.8 兆円（そのうち、預金全額保護のために使用された 10.4 兆円が国民負担として確定）も一定の役割を果たしたものと考えられる。

自己資本比率については、主要行では不良債権の最終処理が進んだ 2002 年度以降も向上した。地域銀行でも総じて自己資本比率は上昇している。ただし、主要行の自己資本比率の内訳をみると、公的資金によって支えられている部分が未だ多い。

銀行に対する市場の評価（主要行の格付け、銀行株）は構造改革が開始された 2001 年前後を境に概ね回復している。

主要行に比較して中小・地域金融機関は、不良債権処理が遅れている。また、地域銀行間での不良債権処理の差異は一旦拡大した後、近年、縮小する傾向にある。

(評価)

不良債権処理の数値目標達成には債権者・債務者双方の積極的な努力が貢献したものと評価できる。

不良債権処理と並行して主要行の自己資本比率が高まり、金融の安定化が進展した。これに対して市場は一定の評価を与えたとみることができる。しかしながら、自己資本については、公的資金への依存状態から完全に脱却したとはいえない。

中小・地域金融機関においても改善傾向が見られるが、主要行に比べると緩やかであり、不良債権処理の遅れが目立つ機関については、今後、その処理をより積極的に進めしていく必要がある。